

令和 6 年度社会福祉法人指導監査実施計画

浜田市社会福祉法人指導監査実施要綱第 8 条の規定に基づき、令和 6 年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。

また、平成 28 年 3 月 31 日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、社会福祉法人指導監査要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

【留意事項】

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- (2) 入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- (3) 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- (4) 法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、又これまでの特別監査及び監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

- (1) 組織運営関係
 - ① 定款及び諸規程の整備と運用
 - ② 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
 - ③ 監事監査機能の強化

(2) 管理関係

- ① 適正な会計管理（適正な契約事務、法人外資金流失への厳正な対応）
- ② 適切な資産管理
- ③ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- ④ 役員等報酬の支給状況の確認

3 社会福祉法人の指導監査の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人の指導監査の実施形態は、浜田市社会福祉法人指導監査実施要綱第5条により、実地監査とする。

社会福祉法人の指導監査の対象及び実施時期については別に定める。

4 監査調書

- (1) 監査調書は次のとおりとする。

種 別	監 査 調 書
法人本部	社会福祉法人自主点検表（【法人本部編】、【会計管理編】）、 状況調査資料

- (2) 監査調書の内容は別に定める。